

第 13 回トラック輸送における取引環境・労働時間改善  
中央協議会及び第 12 回トラック運送業の生産性向上協議会

## 【資料1】

# 最近のトラック運送事業に関する取組みについて

# 標準的な運賃について（告示：令和2年4月24日）

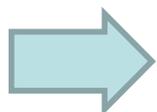
標準的な運賃は、**ドライバーの労働条件（賃金・労働時間等）を改善し、持続的に事業を運営するための参考となる指標**

## 基本的な策定方針

- ◆ **運賃表の基本** ⇒ 貸切運送を前提に(1)距離制、(2)時間制の運賃表を設定
- ◆ **車種等の違い** ⇒ 車格別(2t, 4t, 10t, 20t)にドライバン型のトラックを基準として算出
- ◆ **地域差** ⇒ 地方運輸局ブロック単位で運賃表を策定
- ◆ **運賃と料金の考え方** ⇒ 高速道路料金やフェリー料金等については運賃と別に収受

## 適正な原価・利潤の確保

- ◆ **元請け・下請けの関係** ⇒ 元請事業者の庸車費用等は考慮せず、**実運送にかかる原価等**を基準に算出
- ◆ **車両費** ⇒ 環境性能や安全基準の向上を踏まえた**車両への設備投資等**ができるよう償却年数は**5年**で設定
- ◆ **人件費** ⇒ ドライバーの労働条件改善のため、**全産業平均の時間当たりの単価**を基準
- ◆ **帰り荷の取扱い** ⇒ **帰り荷がないことを前提に実車率50%**の前提で算出。
- ◆ **利潤** ⇒ 事業の持続的な経営のために必要な利潤を確保する観点から、**自己資本に対する適正な利潤額**を設定



今後は、**標準的な運賃を実勢運賃に反映**させていくことが重要

# 標準的な運賃の普及に向けた今後の取組

- 平成30年改正後の貨物自動車運送事業法の目的である取引環境適正化の実現に向け、標準的な運賃を令和2年4月に告示したところ、この浸透状況を含む労働実態等について調査・検討を行う。
- 普及が十分でない地域について、重点的な普及活動を行っていく。
- 運送事業者と荷主が、公平な立場で、運賃交渉に臨むよう促していく。

## 標準的な運賃 届出までのプロセス

### 届出に至るまでの過程を改善

STEP1 標準的な運賃制度を理解する

- これまでの普及策の効果検討
- 課題抽出 (例: 周知・浸透の良し悪し、荷主理解)

STEP2 自社で運賃を計算する

- 経営状況の振り返り・分析を促進
  - ・ドライバー人件費
  - ・車両の更新費用
  - ・実車率
  - ・保険料
  - ・適正利潤

STEP3 荷主と運賃を交渉する

- 運賃交渉の障壁解消
  - ・荷主の理解

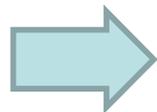
STEP4 運賃の事後届出を行う

+ 労働実態調査 (時間外労働時間等) など

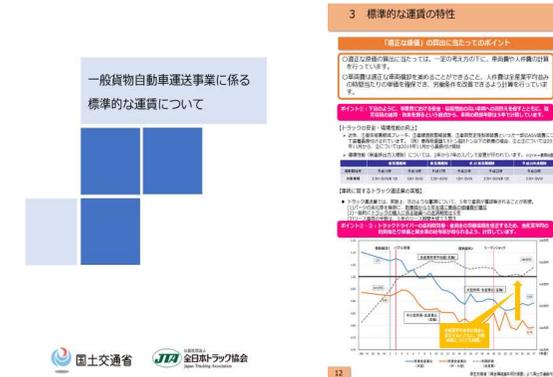
# 標準的な運賃の浸透に向けて

## 【トラック事業者向け】標準的な運賃の活用促進に向けた解説書

- トラック事業者向けに、**標準的な運賃の主旨・目的から、実際の活用にあたって必要な諸手続までわかりやすくまとめた解説書**を(公社)全日本トラック協会と共同で作成
- 本解説書を使用した事業者向け説明会を**全国で実施(令和2年8月～12月)**



今後は、(公社)全日本トラック協会と連携し、**標準的な運賃セミナー(基礎編・応用編)**を全国で開催し、一層の理解促進を図っていく。

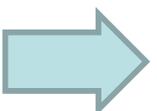


【解説書の主な内容】

- ◆ 標準的な運賃の主旨・目的
- ◆ 標準的な運賃の活用に係る諸手続
- ◆ 運賃料金適用方の解説

## 【荷主向け】標準的な運賃の活用促進に向けたリーフレット

- 荷主向けに、**標準的な運賃の概要についてわかりやすくまとめたリーフレット**を(公社)全日本トラック協会と共同で作成
- 令和2年12月に、リーフレットを**荷主約46,000者**に送付



今後は、引き続き**荷主向けリーフレットを活用**しつつ、積極的に荷主参加会議において、理解促進を図っていく。



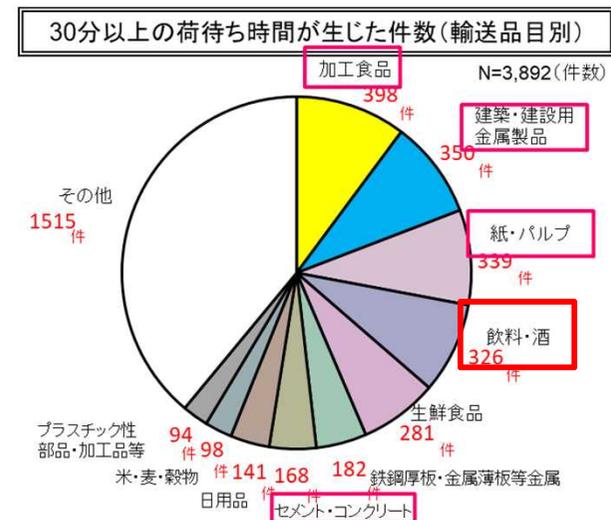
【リーフレットの主な内容】

- ◆ 標準的な運賃の主旨・目的
- ◆ 標準的な運賃の概要

# 荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン (加工食品、飲料・酒、建設資材、紙・パルプ(洋紙板紙・家庭紙)物流編)について

## 1. ガイドライン策定の経緯

- トラック運送業においては、ドライバー不足が大きな課題となっており、トラック運送事業者、発着荷主等の関係者が連携して、取引慣行上の課題も含めてサプライチェーン全体で解決を図っていくことが必要。
- 一方、個々の輸送品目ごとに抱える課題や特性に違いがあるところであり、輸送品目別に検討を行うことが効果的。
- このため、荷待ち件数が特に多い加工食品、建設資材、紙・パルプの各分野の物流について、課題の抽出を図るとともに、トラック運送事業者及び発着荷主が参画して長時間労働の改善を図るため懇談会等を設置。懇談会等の検討の成果としてガイドラインを策定。



## 2. ガイドラインの構成

### 【まえがき】

- ガイドライン策定の経緯とトラック運送事業の現状
  - 今後のトラック運送事業の見通し、
  - トラック運送事業を取り巻く制度面の変遷、
  - トラック運送事業の健全な発展に向けて

### 【本編】

- 輸送品目別物流における現状・課題、解決の方向性の整理
- 取引環境と長時間労働の改善に向けた具体的な取組み事例等

### 【あとがき】

- 輸送品目別物流における今後の取組みの方向性



# 品目別各ガイドラインの概要

(令和2年5月29日公表、令和3年4月27日「加工食品」を「加工食品、飲料・酒」に改訂)

品目	主な課題	解決方策	今後の取組の方向性
加工食品、 飲料・酒	<p><a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000230.html">https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000230.html</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「1／3ルール」、年月日表示の賞味期限等業界特有の慣習が存在</li> <li>多種多様な製品サイズが存在</li> <li>飲料における夏期の物流波動</li> <li>⇒ <b>複雑かつ長時間にわたる検品作業</b></li> <li>⇒ <b>長時間にわたる荷役作業</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>賞味期限の年月表示化等による仕分け作業等の効率化</li> <li>ASNやQRコード等の活用による伝票情報等の電子化</li> <li>附带作業の見える化</li> <li>パレットサイズや外装サイズの統一、外装表示の標準化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前出荷情報の提供と伝票情報の電子化の組み合わせ等によるノー検品の実現</li> <li>附带作業の軽減</li> <li>物流標準化アクションプランに沿った標準化の取組の推進</li> </ul>
建設資材	<p><a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000216.html">https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000216.html</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>天候や道路事情等により計画どおりに搬出入が進まないことが日常的</li> <li>⇒ <b>トラックの荷待ちへの関心が薄い</b></li> <li>多種多様な製品を邸別に仕分け</li> <li>⇒ <b>複雑かつ長時間にわたる検品作業</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事現場での事前の段取りをデジタル化したうえで「見える化」と「精緻化」し、関係者の円滑な情報共有を推進</li> <li>運送と荷役の分離の推進</li> <li>複数のユーザーが一貫して活用できる標準コードを導入し、入出荷検品を目視から電子化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>元請業者による物流へのマネジメントの強化</li> <li>伝票情報や物流情報を現場が容易にアクセスできる環境整備を促進</li> </ul>
紙・パルプ (洋紙・板紙)	<p><a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000214.html">https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000214.html</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>製品での差別化ができず、不十分なリードタイムや少量多頻度納品、附带作業等の差別化による受注競争の商習慣が定着</li> <li>⇒ <b>低積載率での運行</b></li> <li>⇒ <b>附带作業の実施による長時間労働</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発着荷主を含めた関係者間で十分な協議を行い、リードタイムや少量多頻度納品の緩和、平準化、附带作業の軽減等の対策を実施</li> <li>発注者の製造計画等を関係者で共有化・見える化する取り組みを推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サプライチェーンにおける物流コストの適正な負担</li> <li>共同保管・共同輸送の実現に向けた取組みの推進</li> <li>荷役の機械化を推進</li> </ul>
紙・パルプ (家庭紙)	<p><a href="https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000215.html">https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha04_hh_000215.html</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>製品単価が安価であるため、パレット化のための投資が進まない</li> <li>⇒ <b>手荷役による長時間労働</b></li> <li>製品が安価かつ嵩張るため、小売りの物流センターでは取り扱われず、かつ、小売店舗での保管も困難</li> <li>⇒ <b>家庭紙のみを少量多頻度で毎日納品</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発着荷主の連携によるパレット化</li> <li>物流負荷を軽減させるコンパクト製品の切替</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サプライチェーンにおける物流コストの適正な負担</li> <li>「手積み手卸しの解消」を共通認識に、パレット化の早急な促進</li> <li>消費者へ製品メリットの積極的な周知を行うなど、コンパクト製品の普及促進</li> </ul>

- 協議会ごとに対象輸送分野（地域における課題のある輸送分野、過去の実証実験のフォローアップ対象の輸送分野、荷待ち時間に課題のある『加工食品、建設資材、紙・パルプ、飲料・酒、生鮮食品』の輸送分野）の改善に向けた議論を実施。一部の地方協議会においては実証実験を実施し、取組の深掘りを図った。
- 今後もP D C Aを回しながらさらなる取組の深化に取り組む予定。

協議会	検討テーマ	実証実験
北海道	生鮮食品	生鮮食品(農産物)
青森	生鮮食品(農産物)	
岩手	生鮮食品(畜産物)	
宮城	生鮮食品(米)	
秋田	生鮮食品(農産物)	
山形	加工食品	
福島	生鮮食品	
茨城	加工食品・飲料・酒	
栃木	紙・パルプ	紙・パルプ
群馬	加工食品	
埼玉	標準的な運賃の浸透	
千葉	加工食品	
東京	飲料・酒	飲料・酒
神奈川	加工食品	
山梨	加工食品	
新潟	紙・パルプ	紙・パルプ
長野	生鮮食品	
富山	建設資材	
石川	標準的な運賃の浸透	
愛知	加工食品	
静岡	紙・パルプ	紙・パルプ
岐阜	加工食品、紙・パルプ、建設資材	
三重	加工食品・建設資材	
福井	加工食品、紙・パルプ、建設資材	

協議会	検討テーマ	実証実験
大阪	加工食品、建設資材、紙・パルプ	加工食品
京都	加工食品、建設資材、紙・パルプ	
兵庫	加工食品、建設資材、紙・パルプ	
滋賀	日用雑貨品	日用雑貨品
奈良	加工食品、建設資材、紙・パルプ	
和歌山	加工食品、建設資材、紙・パルプ	
広島	建設資材	
鳥取	標準的な運賃の浸透	
島根	加工食品	
岡山	飲料・酒	
山口	建設資材	
徳島	紙・パルプ	
香川	紙・パルプ	
愛媛	加工食品	
高知	加工食品	
福岡	加工食品、生鮮食品(農産物)	
佐賀	加工食品、生鮮食品(農産物)	
長崎	加工食品	
熊本	生鮮食品(生乳)	生鮮食品(生乳)
大分	加工食品	
宮崎	加工食品	
鹿児島	生鮮食品(鶏卵)、 生鮮食品(青果物)	生鮮食品(鶏卵)、 生鮮食品(青果物)
沖縄	日用雑貨品	日用雑貨品

# 「ホワイト物流」推進運動の背景

- トラック輸送の将来の担い手を確保するためには、職業としての運転者の魅力を高めることが必要。  
人材が得られなければ、物流は停滞し、国民生活や産業活動にも影響。
- 運転者不足が深刻な中で、必要な物流の確保と、長時間労働の是正等の働き方改革を両立することは容易ではない。
- だからこそ、サプライチェーンの関係者が連携し、少しでも早く、具体的な物流の改善に取り組むことが必要。



- ◆ ドライバーの労働環境改善
- ◆ ドライバーの地位向上（エッセンシャルワーカーとしての社会的認知など）

# 「ホワイト物流」推進運動に関する主な取組状況

## ポータルサイトの開設（平成31年4月～）



- 「ホワイト物流」推進運動の解説・周知
- 自主行動宣言の受付、賛同企業の公表
- 動画の掲載等、内容を充実

## 講演会・セミナー（平成31年4月～）



アジア・シームレス物流  
フォーラム2019東京  
パネルディスカッション  
「ホワイト物流」

- 全都道府県での説明会、日本商工会議所等の団体での説明会・講演会等を実施
- 事業者の取組事例等を紹介するセミナーを開催

## 政府広報（随時）

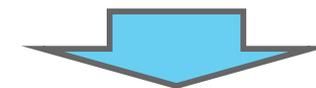


「徳光 & 木佐の知  
りたいニッポン！」  
(BS・TBS)  
6月2日・9日  
放送

- 「ホワイト物流」推進運動の解説・周知

## 自主行動宣言

- 平成31年3月末、令和2年3月末、上場会社等(約6,300社)に参加要請文を送付



- 1,213社が自主行動宣言を提出

(令和3年4月末日現在)

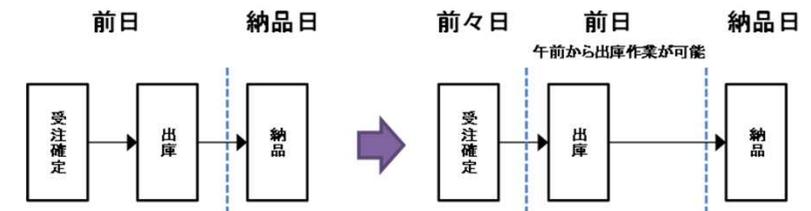
- ▶ 昨年12月10日、17日の2日間でトラック運送事業の取引環境適正化に向け、荷主やトラック運送事業者が物流改善の取組を進めるためのノウハウなどを提供することを目的とした「「ホワイト物流」推進運動セミナー」をオンライン形式で開催。2日間で約1,500名が参加。
- ▶ 今年度も、10月以降、オンライン形式にて実施する方向で調整中。

## プログラム(昨年度)

- ▶ 第1回 12月10日(木)
  - 「ホワイト物流」推進運動とは(動画)
    - ～「ホワイト物流」推進運動のご紹介～
  - 「ホワイト物流」推進運動の取組事例について
    - ～「自主行動宣言」提出企業における各種取組事例の紹介～
    - 講師：株式会社日通総合研究所 主席研究員 金澤 匡晃
  - トラック運送業の取引の適正化
    - ～トラック運送業の取引環境適正化に向けた各種取組の紹介～
    - 講師：国土交通省自動車局貨物課長 伊地知 英己
- ▶ 第2回 12月17日(木)
  - 「ホワイト物流」推進運動とは(動画)
    - ～「ホワイト物流」推進運動のご紹介～
  - 「ホワイト物流」推進運動の取組事例について①
    - ～「自主行動宣言」提出企業における各種取組事例の紹介～
    - 講師：ハウス食品株式会社 生産・SCM本部SCM部長 松澤 新
  - 「ホワイト物流」推進運動の取組事例について②
    - ～「自主行動宣言」提出企業における各種取組事例の紹介～
    - 講師：サントリーロジスティクス株式会社 上級執行役員 保木本 英人

## 紹介取組事例(昨年度)

### 【リードタイムの延長】(ハウス食品株)

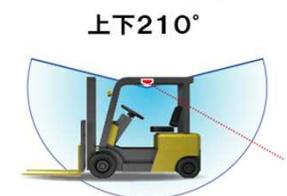


車両不足対策、働き方改革関連法による残業上限対応、深夜・早朝作業の日中シフト化を目的として受注確定翌日納品を翌々日納品に変更

### 【荷役作業時の安全対策】(サントリーロジスティクス株)

乗務員を中心した操作状況の記録

広角レンズで同時に作業を確認



出所) 株式会社 ユピテル ホームページ

平面360° 全方位カメラ約200台のフォークリフトに搭載、事故の検証用に加え、日々の安心・安全操作の指導教育に活用

※令和元年度は全国10カ所(札幌、仙台、東京、新潟、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、那覇)で開催。全会場で約600名が参加。

評価制度の創設により、職場環境改善に向けた各事業者の取り組みを「見える化」。求職者のイメージ刷新を図り、運転者への就職を促す。また、更なる改善取り組みを促すことで、より働きやすい労働環境の実現や安定的な人材の確保を図る。

## <認証の審査要件>

中小事業者による申請を容易にし、取り組みの円滑な浸透、普及を図る観点から、

- ① 法令遵守等
- ② 労働時間・休日
- ③ 心身の健康
- ④ 安心・安定
- ⑤ 多様な人材の確保・育成

の5分野について、基本的な取組要件を満たせば、認証を取得可能。

併せて、自主的、先進的な取組みを参考点として点数化。

※ 参考点は、翌年度以降の制度設計に向けた検討材料としても活用。

## <申請者>

バス(乗合、貸切)事業者  
タクシー事業者  
トラック事業者

※ 法人単位(都道府県単位での申請も可能)

## <申請方法>

認証実施団体である「一般財団法人 日本海事協会(ClassNK)」が受付、審査及び認証手続きを実施。

- ※ 書類確認、審査委員会による審査の上、認証を実施。
- ※ インターネットによる電子申請(郵送による申請も可)
- ※ 関係書類の保存義務、無作為抽出での事後確認あり。

## <料金>

審査料: 5万円(税別) / 1申請あたり  
(インターネットにより電子申請の場合、3万円(税別)に割引)  
登録料: 6万円(税別) / 1申請あたり

## <申請受付期間>

令和3年7月21日～9月21日

※ 令和4年2月21日に日本海事協会のHPで認証事業者を公表予定。

## <認証結果等の活用>

厚生労働省と連携し、ハローワークにおける求人票への記載や、認証事業者と求職者のマッチング支援を予定。また、求人エージェントと連携し、先進的な取り組みを広く発信予定。

## 【資料2】

### 周知・要請事項について

# 台風等の異常気象時における輸送の目安の設定

昨今の台風等異常気象時において、トラック運送事業者が輸送の安全を確保することが困難な状況下で荷主が輸送を強要し、トラックが横転や水没するような事態が生じている。

このような状況を受け、(公社)全日本トラック協会より、異常気象時に輸送の拒絶や中止することが可能となるような基準を策定するよう要請があり、令和2年2月28日付けで通達を发出。

## 【通達の概要等】

- ◆ 気象庁が作成する風速や雨量により車両等へ与える影響度合いを示す資料等を基に、気象状況に応じた輸送可否の判断を行うための目安を提示。
- ◆ 荷主団体に対して、輸送の安全の確保が困難な状況下での輸送依頼を抑制するよう、傘下会員への周知を依頼。

【別表】異常気象時における措置の目安

気象状況	雨の強さ等	気象庁が示す車両への影響	輸送の目安*
降雨時	20～30 mm/h	ワイパーを速くしても見づらい	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	30～50 mm/h	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる(ハイドロブレーキ現象)	輸送を中止することも検討するべき
	50 mm/h以上	車の運転は危険	輸送することは適切ではない
暴風時	10～15 m/s	道路の吹き流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける	輸送の安全を確保するための措置を講じる必要
	15～20 m/s	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる	
	20～30 m/s	通常で速度で運転するのが困難になる	輸送を中止することも検討するべき
	30 m/s以上	走行中のトラックが横転する	輸送することは適切ではない
降雪時	大雪注意報が発表されているときは必要な措置を講じるべき		
視界不良(濃霧・風雪等)時	視界が概ね20m以下であるときは輸送を中止することも検討するべき		
警報発表時	輸送の安全を確保するための措置を講じた上、輸送の可否を判断するべき		

※ 輸送を中止しないことを理由に直ちに行政処分を行うものではないが、国土交通省が実施する監査において、輸送の安全を確保するための措置を適切に講じずに輸送したことが確認された場合には、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について(平成21年9月29日付け国自安第73号、国自貨第77号、国自整第67号)」に基づき行政処分を行う。

### 雨の強さと降り方

### 風の強さと吹き方



## 大会に向けてのお願い

### ○交通マネジメントの考え方は2020年と同様

- 道路交通については、
  - 都心部(重点取組地区)について大会前交通量の **30%減** を目指す
  - 東京圏の広域(圏央道の内側)について、大会前の交通量の **10%減** を目指す
  - 首都高速道路について、交通量を **最大30%減** とすることで、  
休日並みの良好な交通状況 を目指す

#### 接触機会を減らした物流効率化の取組

パレットの活用などにより、  
人手による荷捌きを低減  
発注～検品～納品をシステムで管理  
荷主への働きかけで、  
サプライチェーン全体での取組を



### 「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会期間中の物流に係るご協力のお願い」

(東京都・東京2020組織委員会・農林水産省・経済産業省・国土交通省 連名  
お願いしたい取組例をお示した文書を2021年3月30日に発出)

- ◆ 輸送頻度の削減
- ◆ 十分なリードタイムでの発注による柔軟な輸配送時間帯の設定
- ◆ オフィス移転等大規模な物の移動が伴う作業の大会期間外への変更
- ◆ 付帯作業見直しや検品作業の簡素化による納品時間の短縮、輸送の効率化 など

コロナ対策としても、接触機会を減らした物流効率化の取組をお願いします

全日本トラック協会作成リーフレット(DLURL: <http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzen/info/TDMonegai.html>)

出荷人・受取人の皆様へ  
経済活動の維持と円滑化にご協力ください

交通需要マネジメントに係る相談窓口の設置

(URL: [https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu\\_freight\\_tk1\\_000198.html](https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu_freight_tk1_000198.html))

物流事業者がTDMに取り組むにあたり、荷主企業から協力を得られないなど、何かお困り事がありましたら、こちらの窓口へ相談をお寄せください。

- 窓口設置期間
  - ・ 2021年5月27日(木)～9月5日(日)まで
- 相談方法：メール
  - 【相談窓口メールアドレス】 [hqt-tokyo2020-logistics-tdm@gxb.mlit.go.jp](mailto:hqt-tokyo2020-logistics-tdm@gxb.mlit.go.jp)
  - 【メール中に記載をお願いしたい事項】
    - ・ 相談者氏名・所属事業者名、相談者連絡先（電話番号・メールアドレス）、相談内容（荷主企業関係のご相談の場合、荷主企業名を含め、具体の調整状況等）
- 注意事項
  - ・ 本窓口へ寄せられた相談について、相談者の同意なく、荷主企業等に問い合わせを行うことはありません。

# トラック運送業の働き方改革に 向けた厚生労働省の取組

厚生労働省 労働基準局  
労働条件政策課

1. 令和2年度予算事業 自動車運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業 P.19

2. 働き方改革推進支援センターにおけるトラック運送事業者へのサポート事例 P.23

3. 令和3年度予算事業について P.24

# 1. 令和2年度予算事業 自動車運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業

## (1) トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトの運営・拡充

トラック運転者の長時間労働改善に向けた周知用コンテンツやガイドライン等をまとめたポータルサイト（令和元年度に開設）について、以下のような新規コンテンツを追加掲載し拡充。

### ○主な追加コンテンツ

#### 「荷主」企業向け

荷主企業同士が物流生産性向上とトラック運転者の長時間労働改善に向けた意見交換を行うオンラインミーティング（あい積みミーティング）を、厚生労働省の主催により令和3年1～2月に全4回開催。開催結果の報告書を掲載。

#### 企業向け

荷主企業とトラック運送事業者の双方に向けた、トラック運転者の労働時間の改善を進めるための対応策や有用な好事例等のコンテンツを提供。

令和2年度は荷主向け周知用動画を作成し、荷主・運送事業者が取引環境と長時間労働の改善に向けた取組を実際に始めるに当たっての両者の具体的な交渉過程等をドラマ形式（アニメーション）で再現。令和2年12月4日に「発荷主」向け動画、令和3年2月26日に「着荷主」向け動画をそれぞれ追加。

#### イラストコンテンツ

サプライチェーンのイラストをクリックするだけで、「集荷」「発荷主」「輸送」「着荷主」「複数配送」の各領域において、トラック運転者の長時間労働に繋がっているかもしれない問題や、その問題解決に繋がる施策候補例を、荷主・トラック運送事業者が簡単に確認できるコンテンツを、令和2年12月4日に追加。

<ポータルサイト トップ画面のイメージ（抜粋）>  
(令和3年2月時点)



## (2) 荷主企業同士が意見交換を行うオンラインミーティングの開催

### ■ 「荷主連携マッチング～あい積(づみ)ミーティング～」

トラック運転者の長時間労働改善に向けて、「荷主どうし」の共同配送に興味のある荷主企業を、ポータルサイトを通じて募集。「荷主連携マッチング～あい積ミーティング～」と題して、荷主企業が、物流生産性向上とトラック運転者の長時間労働改善に向けた意見交換を行うオンラインミーティングを、厚生労働省の主催により令和3年1～2月に全4回開催。開催結果の報告書をポータルサイトに掲載することにより、好事例の普及を行っている。

<荷主同士の連携の例（共同配送）>

#### 共同配送のパターン1 ～幹線往復化～

幹線輸送が片道輸送。荷主どうしで協力しあって往復化を図る

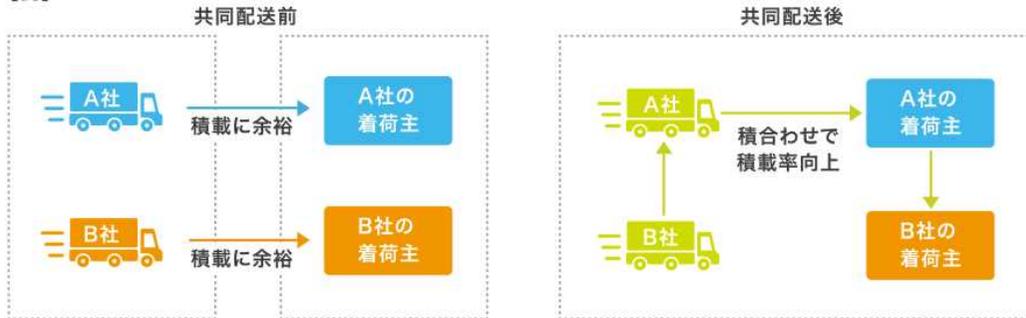
【例】



#### 共同配送のパターン2 ～同一車両に積合わせ～

積載率に余裕のある不効率な集配送。荷主どうしで協力しあって、同一車両に積合わせる。

【例】



#### 【あい積ミーティング開催概要】

- 参加企業数 8社（延べ10社）
- 開催結果（概要）
  - ・ 地場配送での連携（関西エリアでの共同配送等）
  - ・ 幹線輸送での連携（関西・関東間の往復幹線での共同配送等）
- 全体総括  
あい積ミーティングは、トラック運転者の労働時間短縮に向けて「荷主企業どうしの連携の“きっかけ”」を創る場であるが、今回は、全ての参加企業が、あい積ミーティングでの意見交換の結果を踏まえて、連携に向けた具体的な検討を継続することとなった。
- 参加企業の声（抜粋）
  - ・ 異業種の荷主企業と出会える場合は、ほとんどない。この取組を是非とも続けて欲しい。
  - ・ 荷主という立場で、運送事業者とのパートナーシップ構築に悩んでいる。共同配送に限らず、様々な内容で、今後も意見交換をしていきたい。

### (3) 荷主に向けた自動車運転者の労働時間短縮のための周知用動画の作成

#### ■ 発荷主企業・着荷主企業向け周知用動画

トラック運転者の長時間労働改善に向け、荷主・運送事業者が取り組む内容について、平成30年度に策定した「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」における取組の進め方をもとに、荷主・運送事業者が取引環境と長時間労働の改善に向けた取組を実際に始めるに当たり、両者の具体的な交渉過程等をドラマ形式（アニメーション）で再現。

#### 発荷主企業向け動画



令和2年12月4日公開

(再生数) 令和3年5月20日時点で4,200回以上

#### 着荷主企業向け動画



令和3年2月26日公開

(再生数) 令和3年5月20日時点で1,200回以上

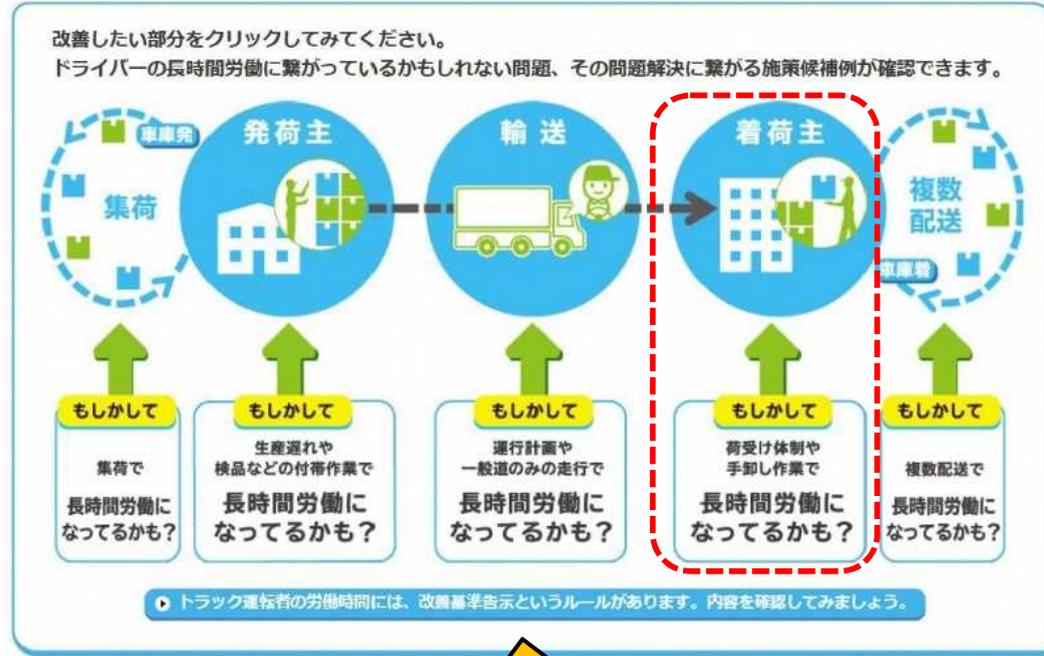
～あらすじ～

ある運送事業者は、トラック運転者の長時間労働の改善に向けた取組について、荷主に協力を依頼するが、断られてしまう。運送事業者は、インターネットで見つけた「トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」において、「簡単自己診断」を実施。その自己診断結果に記載されている荷主のメリットを参考に、再度、荷主と交渉したところ、その取組によるメリットについて、荷主に納得してもらうことに成功。取組にかかる費用の応分負担について協議した上で、早速、取組を実施することとなった。

# (4) 荷主・トラック運送事業者・一般の方に向けたイラストコンテンツの作成

## ■ イラストコンテンツ「始めてみよう改善活動」

### ☑ 始めてみよう改善活動



サプライチェーンのイラストをクリックするだけで、トラック運送における「集荷」「発荷主」「輸送」「着荷主」「複数配送」の各作業領域において、荷主・運送事業者が、トラック運転者の長時間労働に繋がっているかもしれない問題や、その問題解決に繋がる施策候補例※を簡単に確認できるイラストコンテンツ。

※ 得られる施策候補例は、企業向けコンテンツ「簡単自己診断」(令和元年度に公開)で得られる施策候補例と同一のもの

- 「簡単自己診断」では、「運転時間」「荷扱い時間・付帯作業時間」「待ち時間」といった、作業時間という切り口から問題や施策候補例を確認できる。
- ✓ 「始めてみよう改善活動」では、「簡単自己診断」とは異なり、トラック運送における「集荷」などの作業領域という切り口から問題や施策候補例を確認できる。

始めてみよう改善活動

☑ トラック運転者の長時間労働に繋がるこんな問題が潜んでいるかもしれません!

着荷主

もしかして

「荷扱い」に、こんな問題が潜んでいるかも!

番号	こんなことは、ありませんか?	該当する項目にチェック
a	荷卸し作業は、手作業のバラ卸しですか?	<input type="checkbox"/>
b	荷卸し作業スペースを、十分に確保できていない状況ですか?	<input type="checkbox"/>
r	トラック運転者独自の判断で、必要以上に余裕を持った運行をしていますか?	<input type="checkbox"/>

詳細を見る

☑ トラック運転者の長時間労働に繋がるこんな問題が潜んでいるかもしれません!

着荷主

もしかして

「荷扱い」に、こんな問題が潜んでいるかも!

番号	こんなことは、ありませんか?	印刷する
	<p>トラック運転者の荷卸し作業は、手作業のバラ卸しですか?</p> <p>● 該当するにチェックした場合、潜んでいるかもしれない問題 手作業によるバラでの荷卸し作業は、トラック運転者に身体的負荷がかかることに加え、作業時間も長くなります。</p> <p>● その問題を解決する施策候補例 「パレタイズ」することで、荷卸し作業時間の削減に結びつきます。また、同様に積み作業時間の削減にもつながる施策です。 なお、パレタイズと同様の考え方で、カゴ台車やボックスパレットを活用する方法もあります。</p> <p>※ パレタイズ:パレットに商品をのせること ※ ボックスパレット:「かご形状」のキャスター付きパレットのこと</p>	<input type="checkbox"/>

### <STEP 1>

ポータルサイトトップページ上の「始めてみよう改善活動」において、確認したい作業領域をクリックして選択する

### <STEP 2>

表示された質問に、当てはまるものについてチェック

### <STEP 3>

自己診断結果と、改善のための施策候補の紹介

### <STEP 4>

診断結果・施策候補等を印刷可能

## 2. 働き方改革推進支援センターにおけるトラック運送事業者へのサポート事例

### 働き方改革推進支援センター トラック運送事業者へのサポート事例（令和2年度）

#### 《令和2年度》

##### 労働時間の削減、年次有給休暇の取得率向上

「A社 X支店」（兵庫県／運送業／労働者数26名）

##### 【支援前の状況】

- 下記3点の課題を解決するために、専門家のアドバイスが欲しい。
  - ①36協定の対応に苦慮している
  - ②時間外労働時間の削減を図りたい
  - ③年次有給休暇の取得率向上を図りたい

##### 【専門家の支援】

- 限度時間を超えて時間外・休日労働を行わせる場合、特別条項付き36協定届様式に変更することについて助言。
- 運賃の値上げを行い、それを原資とした働き方改革の取り組み成果をお客様に報告することで、お客様とともに協力マインドの醸成を行っている企業もあることを紹介。
- 売り上げは落ちるが仕事を断るなどによって、社員が年次有給休暇を年5日取得できるよう、管理・経営層が職場を回り啓蒙活動を行うことも大切である旨を提案。

##### 【支援後の効果・声等】

- 働き方改革関連法による改正点の制度趣旨等を理解するとともに、担当専門家からの提案も参考にしながら、今後も改善を進めることを確認。

#### 【参考】《令和元年度》

##### 働きやすい職場環境づくりのための規則等の整備と管理職の意識改革

「B社」（静岡県／運送業／労働者数31名）

##### 【支援前の状況】

- 働きやすい環境づくりに向けて、下記4点を実施するための専門家のアドバイスが欲しい。
  - ①賃金規程の整備
  - ②就業規則の整備
  - ③研修体制の整備
  - ④管理職の意識改革

##### 【専門家の支援】

- M&Aによる新しい組織づくりを実施しているという事業者の状況を踏まえ、取組の方向性が企業理念の内容に沿ったものであることを確認しながら、少しずつ整備を進めることを助言。
- 専門家による管理職への面談を行い、働き方改革への対応状況についてヒアリングを実施。その結果を踏まえて、取組を実効性のあるものとするために、管理監督者が率先して、時間外労働の上限規制適用に向けた土台づくりを行うことが重要であることを助言。

##### 【支援後の効果・声等】

- 上記の助言を踏まえ、直近の目標として、2年後を目途に「高卒者を受け入れられる職場環境づくり」を目指していくことを確認。

### 3. 令和3年度予算事業について

#### 自動車運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策

予算額 1.5億円

##### ■ トラック運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトの継続運用・拡充

- ・トラック運転者の労働時間短縮に向けた荷主間の協力による取組についての周知用コンテンツ掲載等、順次拡充。
- ・トラック運送業の労働時間等に係る問題解決につながる共創のプロセスも含んだ意見交換会を国民（消費者；荷主企業勤務者等を想定）とトラック運転者を対象に開催し、協力する運送事業者に意見交換会を踏まえた取組への支援を実施することにより、成果を普及

##### ■ 自動車運転者の労働時間等に係る実態把握（トラック）

トラック運転者の労働時間等の改善に向け、実態調査を実施。

#### 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

##### ■ 働き方改革推進支援センター

予算額 67億円

中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し前向きに取り組むことが重要であるため、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置。

①長時間労働の是正、②同一労働同一賃金の実現、③生産性向上による賃金引上げ、④人手不足の緩和などの労務管理に関する課題に対応するため、就業規則や賃金制度等の見直し方などについて、

- 窓口相談の実施、企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施
- 労務管理などの専門家が事業所への個別訪問などにより、36協定届・就業規則作成ツールや業種別同一労働同一賃金マニュアル等を活用したコンサルティングの実施

○ 各地域の商工会議所・商工会・中小企業中央会・市区町村等への専門家派遣による相談窓口への派遣などの、技術的な相談支援を行う。また、ポスト・コロナ時代の新しい働き方を踏まえ、テレワーク相談センターと連携した支援を行うとともに、業種別団体に対し専門家チームによる支援を行うことにより、効果的・効率的な支援を行う。

# (1) 荷主間の協力による取組についての周知用コンテンツや課題解決に向けた連携の創出への取組

## ■ 物流ワンポイント講座

労働環境改善に向けて荷主がどのような取組ができるのかを、まとめた5回連載方式のショートセミナー動画を作成。

第1回を次のとおり公開。以後、「輸送の効率化（幹線輸送・地場輸送）」、「倉庫作業や情報の効率化」、「情報の効率化」をテーマに、2か月に1回を目安に順次公開予定。

### 【 テーマ 】

### 【 項目詳細 】

令和3年6月1日 連載 第1話	<b>なぜ、荷主の協力が必要か？</b>	①現在の <b>危機的な物流実態と、改善に向けて荷主だからできること</b> ②危機的実態から <b>脱却するための取組プロセス全体像</b> ③取組を進めるうえでの <b>荷主の「役割」と「協力の型」</b>
--------------------	----------------------	---

## ■ トラック運転者の長時間労働改善に向けた、2つの意見交換会

### ① 「荷主連携マッチング～あい積(づみ)ミーティング～」

令和2年度から継続実施。令和3年7月～令和4年2月にかけて4つのテーマにて開催予定。

今年度は課題テーマについてあらかじめ枠を設け、より同じ問題意識の荷主どうしの連携につなげるよう工夫。開催結果をポータルサイトに掲載することにより、好事例の普及に繋げていく。

### 【課題テーマ】

### 【内容】

<b>「関東エリア」「中部エリア」「関西エリア」に注目</b> 令和3年7月(予定)	上記エリア間の幹線配送と上記エリア内の地場配送で荷主どうしの連携を検討しよう
<b>モーダルシフトに注目</b> 令和3年9月(予定)	同一コンテナ積合わせ(鉄道・船舶)で荷主どうしの連携を検討しよう [対象区間：関東⇔九州北部]
<b>食品企業の方に注目</b> 令和3年11月(予定)	幹線配送・地場配送で荷主どうしの連携を検討しよう
<b>荷主どうしの連携で、悩みを解決！</b> 令和4年1・2月(予定)	困っている事を、何でも教えて下さい。あい積ミーティングが、解決のご支援をできるかもしれません！

### ② 「物流の問題について国民と企業が一丸となり行う意見交換会（アイデアソン）」

運送事業者や荷主が抱えている「自らの力のみでは解決しがたい物流課題」について、運送事業者や荷主に限らない幅広い方の参加を募集し、意見交換会（アイデアソン）を開催。議論のプロセスやアイデア等の成果をポータルサイトに掲載し、広く参考としていただく。

### 【意見交換会（アイデアソン）開催概要】

- 参加者 企業にお勤めの方、物流に関心のある国民の方を予定
- 実施時期 令和3年7月から9月までの連続する2日間（計3回）
- 課題テーマ：中小企業の事業者などで、トラック運転者の労働時間短縮に結びつくが、自らの力だけでは解決できない課題テーマ3つを、トラック事業者・荷主企業の従業員から募集
- 開催後の取組予定：議論のプロセスやアイデア等の成果をポータルサイトに掲載し、成果を普及。また、成果の検証を目的とした実証実験の実施も検討

\*アイデアソンとは、「アイデア」と「マラソン」を組み合わせた造語で、課題テーマ解決に向けて、参加者が一丸となって意見交換を行い、解決に向けた糸口を探す場のことを指す。

## (2) 働き方改革推進支援センターについて

### 「働き方改革推進支援センター」って何？

「働き方改革推進支援センター」は、就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用など、『働き方改革』に関連する様々なご相談に総合的に対応し、支援することを目的として、全国47都道府県に設置されています。

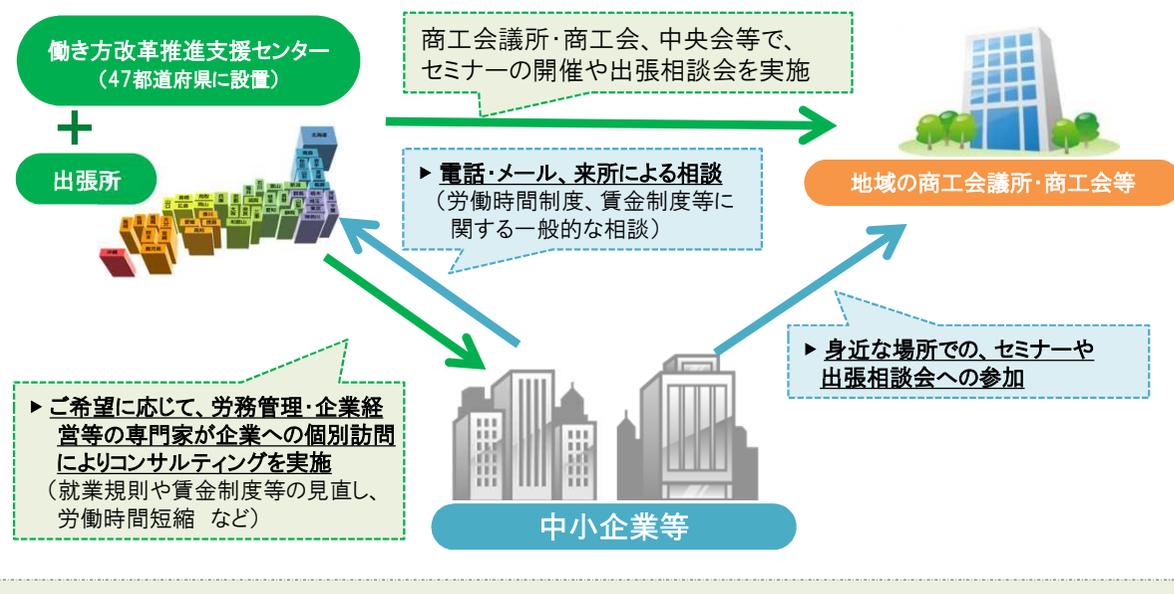
お近くの支援センターや出張所を、是非お気軽にご利用ください。

★ 以下の4つの取組をワンストップで支援します。

- ① **長時間労働の是正**
- ② **同一労働同一賃金等非正規雇用労働者の待遇改善**
- ③ **生産性向上による賃金引上げ**
- ④ **人手不足の解消に向けた雇用管理改善**

例えば、  
以下のようなことを  
総合的に検討して支援！

- ・弾力的な労働時間制度
- ・業種に応じた業務プロセス等の見直し方法
- ・利用できる国の助成金



### 働き方改革推進支援センター連絡先一覧 (令和3年度)

名称	住所	電話番号
北海道働き方改革推進支援センター	札幌市中央区北1条西3丁目3-33 リープロビル3階	0800-919-1073
青森働き方改革推進支援センター	青森市本町5丁目5-6 青森県社会保険労務士会館	0800-800-1830
岩手働き方改革推進支援センター	盛岡市仙北2-10-17	0120-664-643
宮城働き方改革推進支援センター	仙台市宮城野区原町1丁目3-43 アクス原町ビル201	0120-97-8600
秋田働き方改革推進支援センター	秋田市大町3-2-44 大町ビル3階	0120-695-783
山形働き方改革推進支援センター	山形県山形市香澄町3-2-1 山交ビル4階	0800-800-3552
福島県働き方改革推進支援センター	福島市御山字三本松19-3	0120-541-516
茨城働き方改革推進支援センター	水戸市三の丸2-2-27 リパティ三の丸2階	0120-971-728
栃木働き方改革推進支援センター	宇都宮市宝木本町1140-200	0800-800-8100
群馬働き方改革推進支援センター	前橋市元総社町528-9	0120-486-450
埼玉働き方改革推進支援センター	さいたま市大宮区吉敷町1-103 大宮大鷹ビル306号	0120-729-055
千葉働き方改革推進支援センター	千葉市中央区中央4-13-10 千葉県教育会館本館7階	0120-174-864
東京働き方改革推進支援センター	千代田区神田富山町25 サンクス神田ビル2階	0120-232-865
神奈川働き方改革推進支援センター	横浜市中区尾上町5-77-2 馬車道ウエストビル6階	0120-910-090
新潟働き方改革推進支援センター	新潟市中央区天神1-12-8 LEXN B 5階	0120-009-229
働き方改革推進支援センター-富山	富山市赤江町1-7 富山県中小企業研修センター4階	0800-200-0836
石川働き方改革推進支援センター	金沢市尾山町9-13 金沢商工会議所会館3階	0120-319-339
ふくい働き方改革推進支援センター	福井市西木田2丁目8-1 福井商工会議所ビル1階	0120-14-4864
山梨働き方改革推進支援センター	山梨県中巨摩郡昭和町河西1232-1 HUCOM内	0120-755-455
長野働き方改革推進支援センター	長野市岡田町215-1 フェージャース長野駅前ビル8階	0120-088-703
ぎふ働き方改革推進支援センター	岐阜市神田町6丁目12番地 シグザ神田5階	0120-226-311
静岡働き方改革推進支援センター	静岡市葵区追手町44番地1 静岡県産業経済会館5階	0800-200-5451
愛知働き方改革推進支援センター	名古屋市中千種区千種通7-25-1 サンライズ千種3階 (タスクール内)	0120-006-802
三重働き方改革推進支援センター	津市栄町2-209 セキゴン第二ビル2階	0120-111-417
滋賀働き方改革推進支援センター	大津市打出浜2番1号 コラボしが21 5階	0120-400-227
京都働き方改革推進支援センター	京都市中京区堺町通美川下る亀谷町167-1 デュビュイ亀屋ビル3階	0120-417-072
大阪働き方改革推進支援センター-賃金相談センター	大阪市北区天満2丁目1番30号 大阪府社会保険労務士会館5階	0120-068-116
兵庫働き方改革推進支援センター	神戸市中央区港島中町6-1 神戸商工会議所会館9階	0120-79-1149
奈良働き方改革推進支援センター	奈良市西木辻町343番地1	0120-414-811
和歌山働き方改革推進支援センター	和歌山市板屋町22-2 和歌山中央通りビル2階 2031号	0120-547-888
働き方改革サポートオフィス鳥取	鳥取市富安1丁目152番地 SGビル	0800-200-3295
島根働き方改革推進支援センター	松江市母衣町55番地4 島根県商工会館7階	0120-514-925
岡山働き方改革推進支援センター	岡山市北区厚生3-1-15 商工会議所ビル1階 中小企業支援部内	0120-947-188
広島働き方改革推進支援センター	広島市中区基町11-13 合人社広島紙屋町アネックス4階	0120-610-494
働き方改革サポートオフィス山口	山口市吉敷下東1丁目7番37号 アネックス鳳陽B	0120-172-223
徳島働き方改革推進支援センター	徳島市南末広町5番8-8号 徳島経済産業会館2階	0120-967-951
香川働き方改革推進支援センター	高松市唐屋町5-9 プラタ59 2階 203	0120-000-849
愛媛働き方改革推進支援センター	松山市大手町2丁目5番地7 松山商工会館別館1階	0120-005-262
高知県働き方改革推進支援センター	高知市布師田3992-2 高知県産業振興センター内	0120-899-869
福岡働き方改革推進支援センター	福岡市博多区博多駅南1-7-14 BOIS博多305	0800-888-1699
佐賀働き方改革推進支援センター	佐賀県佐賀市川原町8-27 平和会館1階	0120-610-464
長崎働き方改革推進支援センター	長崎県長崎市五島町3-3 プレジデント長崎2階	0120-168-610
熊本働き方改革推進支援センター	熊本市中央区組屋町2-8-1 熊本県遺族会館2階-7	0120-04-1124
大分働き方改革推進支援センター	大分県大分市府内町1-6-21 山王ファーストビル3階	0120-450-836
みやぎ働き方改革推進支援センター	宮崎県宮崎市橘通東4-1-4 宮崎河北ビル7階	0120-975-264
鹿児島働き方改革推進支援センター	鹿児島市下荒田3-44-18 のせビル2階	0120-221-255
沖縄働き方改革推進支援センター	那覇市前島2-12-12 セントラルコーポ兼陽205	0120-420-780 0120-420-781

# 改善基準告示 見直しの検討状況

厚生労働省 労働基準局  
監督課

# 1 実態調査の実施について（概要）

- 自動車運転者は、他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にあるため、過労死防止の観点から、働き方改革関連法施行後5年の特例適用までの間、速やかに改善基準告示の見直しを検討するよう求められた<sup>(※1)</sup>ところ。

(※1) 平成30年5月25日付け衆議院厚生労働委員会附帯決議、同年6月28日付け参議院厚生労働委員会附帯決議

- 自動車運転者の多様な勤務実態や、業務の特性を踏まえた基準を定めるため、**令和2年10月に全国の貨物自動車運送・旅客自動車運送事業者、自動車運転者を対象に実態調査を実施し、同調査の結果を踏まえ、改善基準告示見直しの議論を行うもの。**

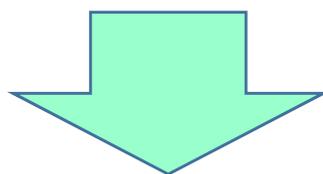
## (1) 実態調査の調査対象について

3業態合計で、全国で**1,293の事業場**、**9,590名の自動車運転者**を対象に実態調査を実施した。

	事業場数	自動車運転者数	内訳(平均)
トラック	705事業場	4,230人	47都道府県 × 15営業所 × 6名

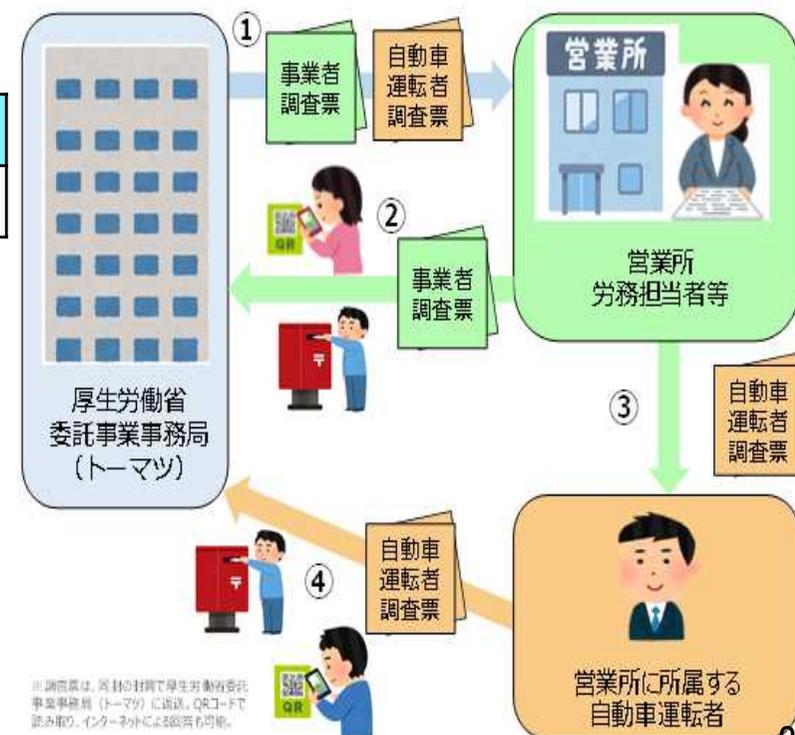
## (2) 回答状況について

	事業者調査	自動車運転者調査
トラック	257件 (36.5%)	1,172件 (27.7%)



**10月頃に実態調査を実施予定**

- ・ 事業場：1,410社
- ・ 自動車運転者：8,460名



## 2 実態調査結果概要（1日の拘束時間の実態について）

第5回自動車運転者労働時間等専門委員会資料  
(令和3年4月23日)

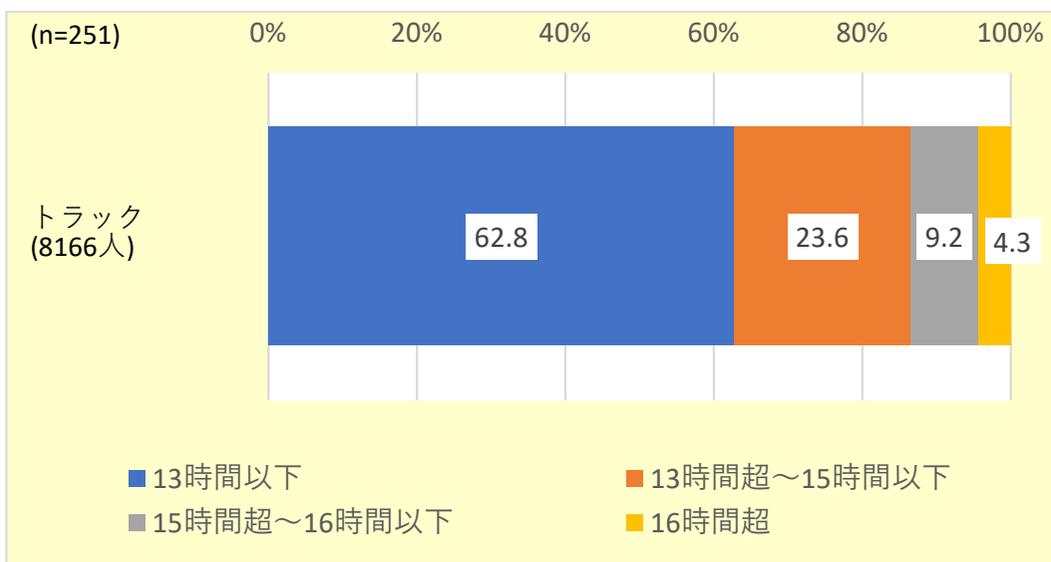
### 【事業者調査】

- 繁忙期（※1）において、1日の拘束時間が「13時間以下」の割合は、全業態で6割を超えており、トラックが62.8%であった。
- 繁忙期において、1日の拘束時間が「16時間超」の割合は、全業態で1割未満であり、トラックが4.3%であった。（※1）2019年の最も忙しかった月を対象として調査。以下、本資料において同じ。

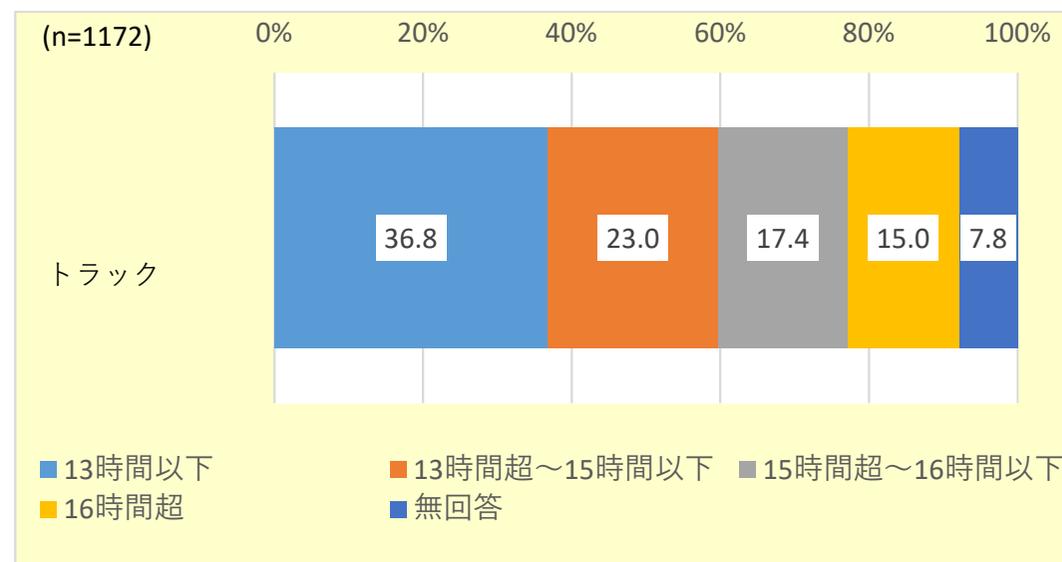
### 【自動車運転者調査】

- 最も忙しかった1日における拘束時間（※2）が「13時間以下」の割合は、トラックが36.8%であった。
- 最も忙しかった1日における拘束時間が「16時間超」の割合は、トラックが15.0%であった。（※2）2019年1月から12月までにおいて、最も忙しかった日をいう。以下、本資料において同じ。

### 【事業者調査】



### 【自動車運転者調査】



## 2 実態調査結果概要（休息期間の実態と適切と思う休息期間に

### 【自動車運転者の休息期間の実態について】

○ 最も忙しかった日における休息期間が「8時間以上」の割合は、全業態で7割を超えており、トラックでは71.3%であった。

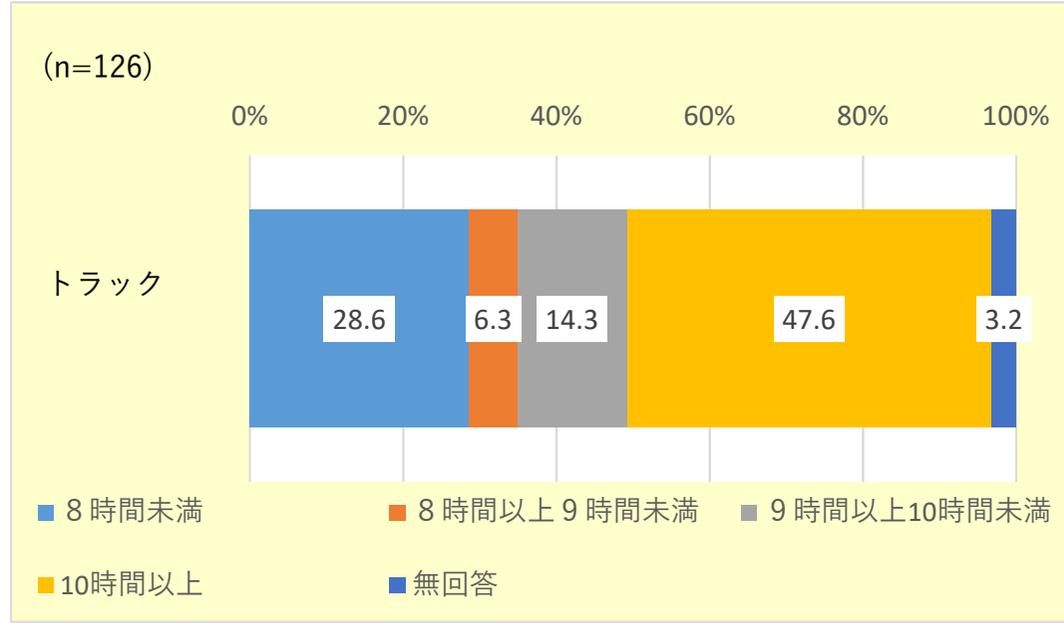
### 【自動車運転者の適切と思う休息期間について】

○ 自動車運転者が適切と思う休息期間が「8時間以上」の割合は、全業態で6割を超えており、トラックでは68.2%であった。そのうち「10時間以上」の割合は、全業態で最も高い割合であり、トラックでは47.6%であった。

【自動車運転者調査：休息期間の実態】



【自動車運転者調査：適切と思う休息期間】



## 2 実態調査結果概要（1ヶ月の拘束時間の実態について）

第5回自動車運転者労働時間等専門委員会資料  
(令和3年4月23日)

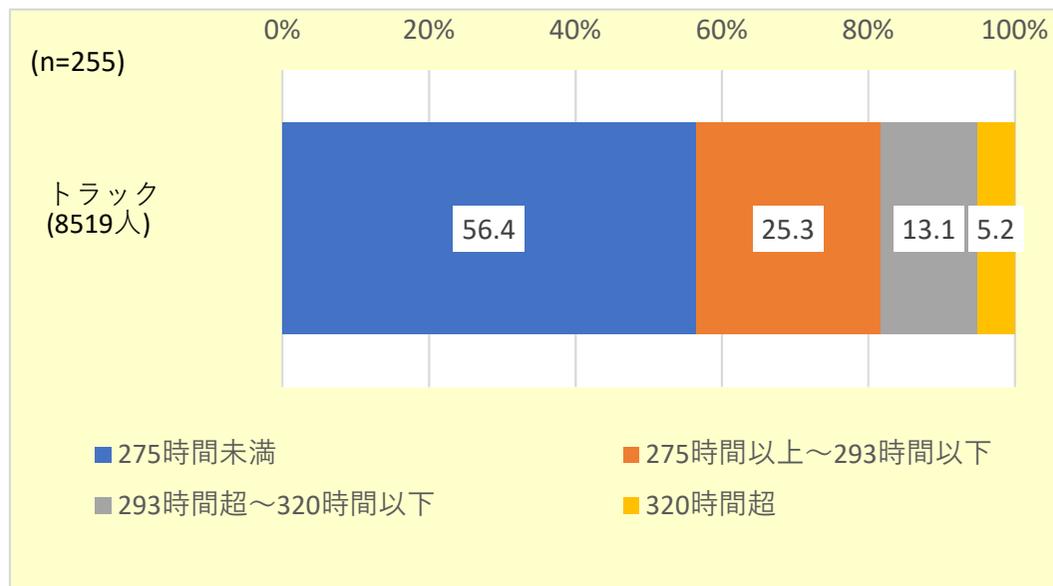
### 【事業者調査】

- 繁忙期において、1ヶ月の最大拘束時間（※3）を超えた割合は、トラックが5.2%であった。  
（※3）トラックでは「320時間」。以下、本資料において同じ。
- 繁忙期において、1ヶ月の拘束時間が限度時間（※4）以下である割合は、全業態で8割を超えており、トラックが81.7%であった。なお、「275時間未満」の割合は、全業態で5割を超えており、トラックが56.4%であった。  
（※4）トラックでは「293時間」。以下、本資料において同じ。

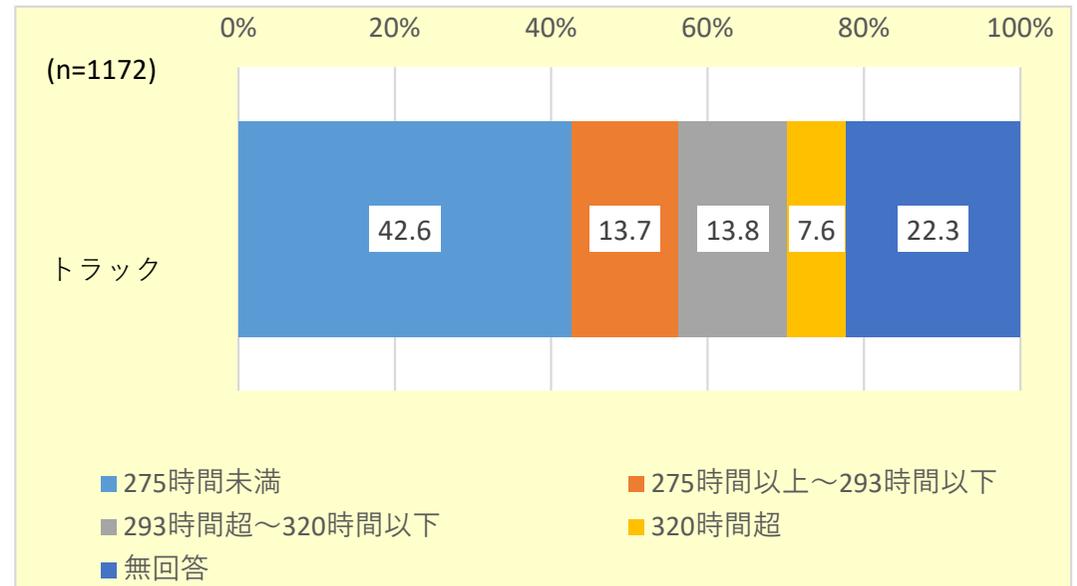
### 【自動車運転者調査】

- 最も忙しかった1ヶ月における拘束時間の限度を超えていた割合は、トラックが21.4%であった。
- 最も忙しかった1ヶ月における拘束時間が「275時間未満」の割合は、トラックが42.6%であった。

### 【事業者調査】



### 【自動車運転者調査】



## 2 実態調査結果概要（1年の拘束時間の実態について）

第5回自動車運転者労働  
時間等専門委員会資料  
(令和3年4月23日)

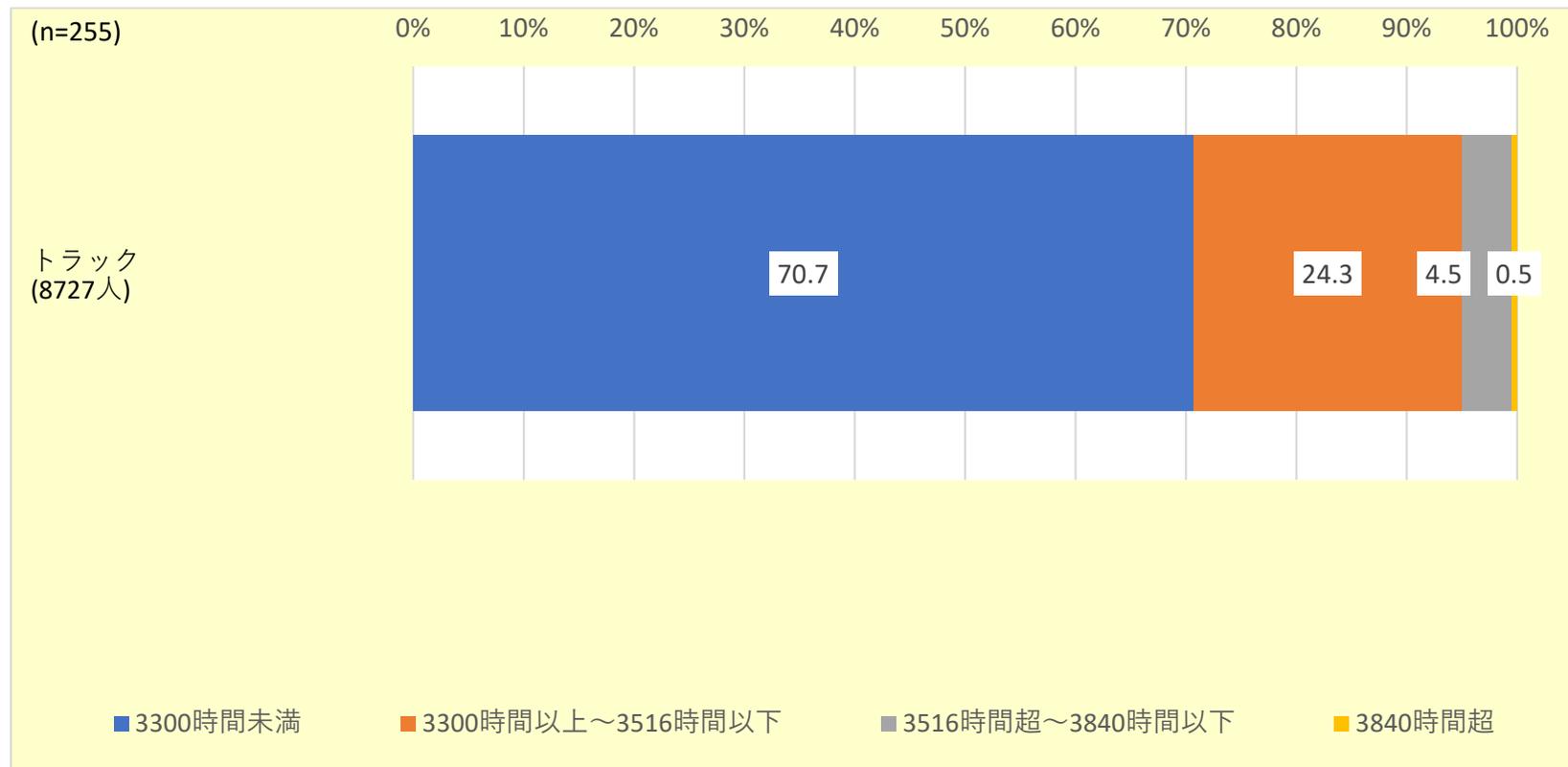
### 【事業者調査】

○ 1年の拘束時間の限度時間（※5）を超えていた割合は、全業態で1割未満であり、トラックが5.0%であった。

（※5）トラックの場合、1年3,516時間

○ 1年の拘束時間が「3,300時間未満」の割合は、全業態で7割を超えており、トラックが70.7%であった。

### 【事業者調査：1年の拘束時間の実態】



## 2 実態調査結果概要（連続運転時間の実態について）

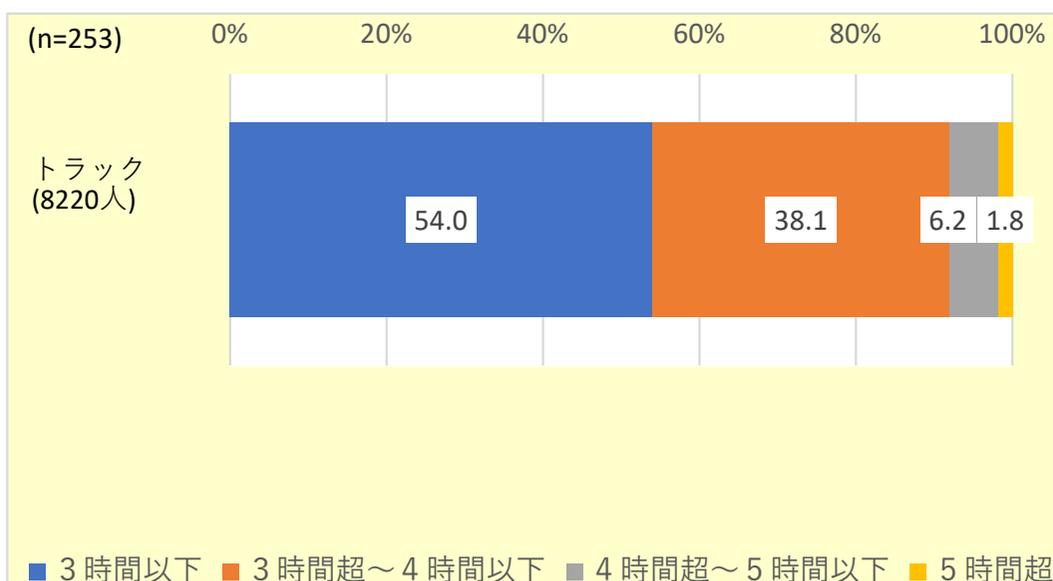
### 【事業者調査】

- 繁忙期において、連続運転時間が「4時間以下」の割合は、全業態で9割を超えており、トラックが92.1%であった。
- 繁忙期において、連続運転時間が「4時間超」の割合は、全業態で1割未満であり、トラックが8.0%であった。

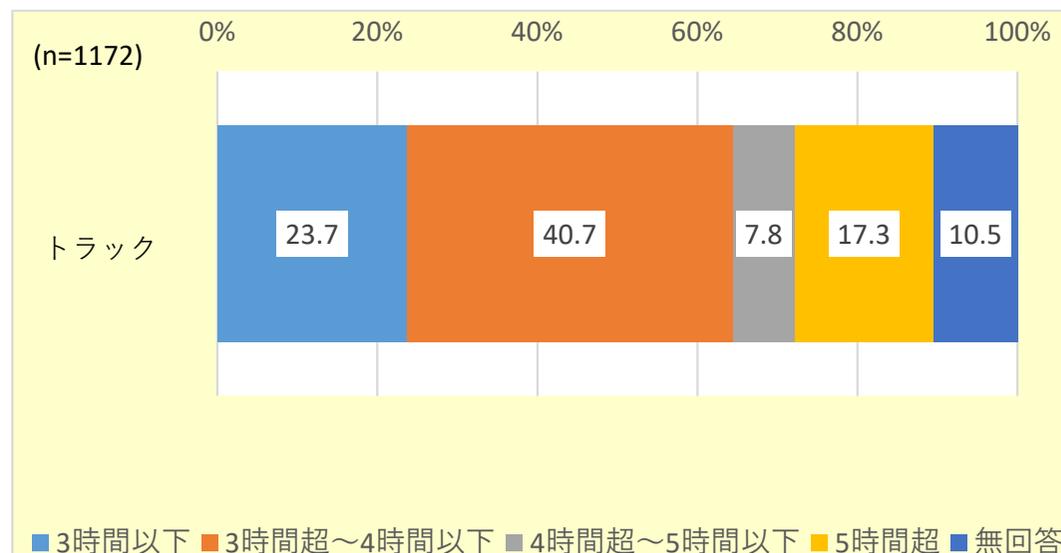
### 【自動車運転者調査】

- 最も忙しかった日における連続運転時間が「4時間以下」の割合は、全業態で6割を超えており、トラックが64.4%であった。
- 最も忙しかった日における連続運転時間が「4時間超」の割合は、全業態で3割未満であり、トラックが25.1%であった。

### 【事業者調査】



### 【自動車運転者調査】



- ◆ 自動車運転者は、他業種の労働者と比較して長時間労働の実態にあるため、過労死防止の観点から、働き方改革関連法施行後5年の特例適用までの間、速やかに改善基準告示の見直しを検討するよう求められた<sup>(※1)</sup>ところ。<sup>(※1)</sup>平成30年5月25日付け衆議院厚生労働委員会附帯決議、同年6月28日付け参議院厚生労働委員会附帯決議
- ◆ 自動車運転者の多様な勤務実態や、業務の特性を踏まえた基準を定めるため、全国の運送事業者、自動車運転者を対象に実態調査を行い、同調査の結果を踏まえ、改善基準告示見直しの議論を行うもの。

- ・ 令和元年11月25日 労働条件分科会 : 「自動車運転者労働時間等専門委員会」を設置
- ・ 令和元年12月19日 第1回専門委員会 : 議論の進め方、実態調査検討会の設置
- ・ 令和2年1月～令和2年3月 実態調査検討会の開催 (計9回)
- ・ 令和2年6月12日 第2回専門委員会 : 実態調査の方向性について
- ・ 令和2年8月27日 第3回専門委員会 : 実態調査の概要について、調査票(案)について
- ・ 令和2年10月5日 第4回専門委員会 : 実態調査の詳細について、調査票(案)について
- ・ 令和3年4月～令和4年 : 改善基準告示見直しに向けた議論  
(令和4年12月までに、改善基準告示改正)
- ・ 令和6年4月 : 改善基準告示施行

### 実態調査検討会

- ・ハイヤー・タクシー  
令和2年1月30日、2月14日、3月10日
- ・トラック  
令和2年1月31日、2月17日、3月6日
- ・バス  
令和2年1月31日、2月27日、3月25日

### 実態調査の実施

- ・令和2年10月～12月頃まで

- ・業態別の作業部会、専門委員会を複数回開催予定
- ・令和3年度は、随時、調査を実施予定

	営業所数	自動車運転者数	内訳
ハイヤー タクシー	188営業所	3,760人	47都道府県×4営業所×20名
トラック	705営業所	4,230人	47都道府県×15営業所×6名
バス	400営業所 ・乗合280営業所(うち、一般路線200、高速80)、貸切120営業所	1,600人 ・乗合1,120人(うち、一般路線800、高速320)、貸切480人	47都道府県×8.5営業所×4名

- ① 委託業者から、営業所の労務担当者等に調査票<sup>(※2)</sup>、<sup>(※3)</sup>を送付する。  
(※2) 事業者調査票と自動車運転者調査票、(※3) バスについては、本社労務担当者へ調査票を送付
- ② 営業所の労務担当者等は事業者調査票に必要事項を記載<sup>(※4)</sup>の上、期日までに同封の返信用封筒で委託業者に事業者調査票を送付する。(※4) 同封のQRコードで回答し、送信する方法も可能
- ③ 営業所の労務担当者等から、選定条件に合致した自動車運転者に対し自動車運転者調査票(返信用封筒含む)を手交し、記載を依頼する。
- ④ 営業所の労務担当者等から、自動車運転者調査票(返信用封筒含む)を交付された後、自動車運転者調査票に必要事項を記載<sup>(※5)</sup>し、期日までに同封の返信用封筒で委託業者に自動車運転者調査票を送付する。(※6)  
(※5) 同封のQRコードで回答し、送信する方法も可能、(※6) ヒアリング調査については、委託業者が、自動車運転者の通信調査の結果を確認後、業態毎に数十人対象を選定し、実施

